

福島県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

(平成 6 年 1 1 月 1 日付け 6 農経第 7 5 7 号福島県農林水産部長通知)

(最終改正 令和 5 年 1 月 1 0 日付け 4 農支第 3 5 6 3 号福島県農林水産部長通知)

第 1 趣 旨

この要綱は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）第 8 の 1 に基づき、効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する農業経営改善促進資金（「スーパー S 資金」と略称する。以下「本資金」という。）について必要な事項を定めるものである。

第 2 対象となる経営改善計画

本要綱による支援の対象となる経営改善のための計画（以下「農業経営改善計画」という。）は、次のとおりとする。

- ① 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画
- ② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 の認定に係る経営改善計画
- ③ 果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 3 条第 1 項の認定に係る果樹園経営計画

第 3 事業の仕組み

本制度は、福島県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）と民間金融機関の協調融資により、効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者の必要とする運転資金を低利で、かつ、円滑に融通するものとする。

第 4 農業経営改善促進資金の内容等

1 貸付対象者

本資金の貸付対象者は、次の全ての要件を満たす農業者とする。

- (1) 第 2 に定める農業経営改善計画の認定を受けていること。
- (2) 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。
- (3) 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。

- (4) (3)の具体的な改善措置について認定後既に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。
- (5) 農業経営改善計画又は資金利用申込書（第5に定めるものをいう。）において、既往借入金の返済財源が確保されていること。

2 資金使途

本資金の資金使途は、農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金一般とする。ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。

- (1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- (2) 肉用素蓄、中小家畜等の購入費
- (3) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- (4) 営農用施設・機械の修繕費
- (5) 地代（貸借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料
- (6) 生産技術、経営管理技術の修得費
- (7) 市場開拓費、販売促進費等

3 貸付方式等

本資金の貸付けは、次によるものとする。

- (1) 貸付方式 当座貸越、手形貸付及び証書貸付とする。
なお、当座貸越及び手形貸付については、極度貸付方式とする。
- (2) 利用期間 本資金の貸付けが受けられる期間は、農業経営改善計画期間（同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日までをいう。以下同じ。）中とする。

4 極度額等

(1) 極度額等の上限

本資金の1農業者に係る極度額又は証書貸付における貸付金の残高の合計額（以下「極度額等」という。）の上限は、次に掲げる金額とする。

ただし、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。）において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善計画を有するもの等特段の事情がある場合にあつては、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）が認めた額とすることができる。

個人 一般経営 500万円

畜産経営又は施設園芸経営を含む経営 2,000万円

法人 一般経営 2,000万円

畜産経営又は施設園芸経営を含む経営 8,000万円

(2) 極度額等の設定

極度額は、農業経営改善計画期間の各年度について融資機関が設定するものとし、推進会議の認定を受けるものとする。

(3) 極度額等の見直し

融資機関はその農業者の経営状況及び資金利用状況等からみて極度額等を変更する必要があると判断する場合は、推進会議の認定を受けて、極度額を変更することができるものとする。

5 貸付利率

- (1) 本資金の貸付利率は変動金利制とし、国要綱第4の5の(4)に基づき農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）から別途通知される貸付金利とする。
- (2) 農業者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、年0.5パーセントの範囲内で融資機関が定めた率を加算することができるものとする。
- (3) 貸付利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高（当座貸越の場合に限る。）及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。

6 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付及び証書貸付にあつては1年以内、当座貸越にあつては1年程度の当座貸越契約期間内とする。

ただし、農業経営改善計画期間中は、有効に決定される極度額等の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

7 農業経営改善計画期間終了時の取扱い

本資金を借り受けた者の農業経営改善計画期間終了時に有する本資金の残高は、全て農業経営改善計画期間終了時に返済するものとする。

ただし、本資金を借り受けた者が家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産及びその加工又は販売に1年以上を要する経営を営むものにあつては、農業経営改善計画期間終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済するものとする。

第5 借入手続

本資金の借入手続は、次のとおりとする。

なお、融資機関は国要綱に定める様式（以下「国様式」という。）第1号の資金利用申込書兼借入申込書（以下「申込書」という。）の受理から、原則として1月半以内に

借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

- 1 借入希望者は、申込書を作成の上、農業経営改善計画及び同計画の認定書（写し）を添付し、融資機関に提出するものとする。

借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を申込書に併せて提出するものとする。

- 2 推進会議は、本資金の貸付けに係る認定等に関する事務を、原則として、融資機関（借入申込案件が基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び基金協会。）に委任するものとする。
- 3 2により委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査（農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を行うものとし、当該融資機関は、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告するものとする。
- 4 融資機関は、慎重な審議を必要とする借入額が極度額等の上限を超える場合には、推進会議に係る書類を送付するとともに、認定を求めるものとする。

第6 農業経営改善促進資金融通事業の実施

1 貸付目標額の設定

本資金の県の貸付目標額の策定等については、次によるものとする。

(1) 県の貸付予定目標額

ア 融資機関は、市町村その他関係機関と協議の上、翌年度の融資機関貸付予定目標額を策定し、別に定める日までに様式第1号により知事に提出するものとする。

イ 知事は、融資機関から提出のあった融資機関貸付予定目標額及び本資金の貸付実績等を基礎として関係機関と協議の上、毎年度県の貸付予定目標額を策定し、これを国様式第2号により国と協議するものとする。

(2) 融資機関別の貸付目標額及び低利預託基金預託額

知事は、(1)イによる協議の上、国の内示を受け県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する2の(3)のイの預託額を決定し、様式第2号により融資機関及び様式第3号により基金協会に通知するとともに、様式第4号により東北農政局に報告するものとする。

2 低利預託基金の貸付け等

(1) 基金協会の借入れ

基金協会は、(3)の規定により融資機関に預託するため、民間金融機関から借入金を借り入れるものとし、借入れについては、国要綱の定めに従い行うものとする。

(2) 県による低利預託基金への貸付

ア 県は、(3)の低利預託基金の原資として、次の条件により基金協会に貸付けるものとする。

(ア) 貸付額 第6の1で設定した県の貸付目標額の6分の1に相当する額で予算の範囲内とする。

(イ) 貸付利率 無利子

(ウ) 貸付期間 1年以内

イ 基金協会は、県から資金の貸付を受けようとする場合は、別に定める日までに様式第5号により知事に提出するものとする。

ウ アの貸付にあたっては、様式第6号により契約を締結するものとする。

(3) 基金協会による低利預託基金の預託

ア 基金協会は、(1)の借入金及び(2)の貸付金により、低利預託基金を造成し、融資機関に預託するものとする。

なお、預託額については、知事の指示に従うものとする。

イ アの融資機関への預託額及び預託利率は次のとおりとし、その他預託に必要な事項は知事と協議して基金協会が定めるところによるものとする。

(ア) 預託額 融資機関の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額

(イ) 預託利率 国要綱第6の2の(2)の②の(イ)に規定する預託利率

(4) 融資機関による貸付け

ア 本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

(ア) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

(イ) 農林中央金庫

(ウ) 銀行

(エ) 信用金庫

(オ) 信用協同組合

イ 本資金を融通しようとする金融機関は、あらかじめ様式第7号により知事にその旨を届け出るとともに、基金協会との間において基本契約を締結するものとする。

基金協会は、その契約書の写しを1部知事に提出する。

ウ 融資機関は、第4に規定するところに従い本資金を貸し付けるものとする。

第7 資金貸付け等の適正化について

- 1 融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的・慣行的とならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合には、基金協会による債務保証の決定が必要であるので、基金協会の債務保証に関する手続も併行的に進めることにより、円滑な融通が図られるよう配慮するものとする。
- 2 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次の事項に留意して適切な運用の確保に努めるものとする。
 - (1) 本資金の貸付けを開始するに当たっては、貸付け相手方ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
 - (2) 本資金の貸付資金の払出しに当たっては、極力現金交付を避け、口座引落とし、口座振込み等、貸付資金の使途を確認できる方法を活用すること。
- 3 融資機関は、常に借入者の資金利用状況及び経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。

なお、本制度の趣旨に即した活用が図られていないと認められる場合には、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。

第8 県の指導等

- 1 知事は、基金協会に対して、第6の2の(3)の融資機関への預託額その他必要な事項を指示することができるものとする。
- 2 知事は、融資機関に対して、本資金の貸付け等に関して必要な事項を指示することができるものとする。

第9 報 告

- 1 農業経営改善促進資金貸付状況報告

融資機関は、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとに国様式第3号「農業経営改善促進資金貸付状況報告書」を作成し、これを上半期及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。
- 2 低利預託基金預託等状況報告
 - (1) 基金協会は、1の報告を取りまとめ、上半期・下半期ごとに国様式第4号「農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書」を作成し、上半期末及び下半期末の翌々月の15日までに知事に提出するものとする。
 - (2) 知事は、(1)の提出を受けたときは、これを速やかに東北農政局に提出するもの

とする。

第10 その他

- 1 融資機関、県その他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本資金に係る申込書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、本要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 2 融資機関は、申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の2及び推進会議の定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（国様式第1号の裏面）の確認欄に記名を求めることとする。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

（略）

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行し、平成23年度に既に実施している預託額についての変更は、平成23年9月1日から行う。

附 則

この要綱は、平成24年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第6については令和2年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。